

平成27年経済産業省告示第236号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十六号の規定に基づき告示する。

平成二十七年十一月二日 経済産業大臣 林 幹雄

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定するものは、熱中性子フルエンス絶対測定装置、中性子放出率基準測定装置及び密封小線源カーマ率設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するものとする